

# ■税の広報板運営委員会掲示中ポスター

税の広報板運営委員会は

- ①中京税務署
- ②中京納税協会
- ③中京納税貯蓄組合連合会
- ④中京優良申告法人会
- ⑤中京優良青色申告会
- ⑥近畿税理士会中京支部

で組織し、運営・広報板設置をしています。

**「青色」って、なんかいいよね。**  
青色申告特別控除で65万円控除を受けるための要件が変更されています!

**1. 青色申告特別控除として**  
65万円の控除を受けるには、下記の①～③が必要です。

青色申告特別控除	通常の簿記	複式簿記	電子帳簿保存	e-Taxによる電子申告
65万円	○	○	○	○
55万円	○	○	○	○
10万円 (経費が10万円)	○	○	○	○

① 正規の簿記の原則で記帳(複式簿記)  
② 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付  
③ 期限内申告に加えて、新たに下記(A・B)のどちらかを行う  
A e-Taxによる電子申告  
B 電子帳簿保存

**2. 当年の赤字を**  
最大3年間翌年以降に繰り越し可能

**3. 家族への給与(専従者給与)を**  
経費にすることができる

※青色申告をしようとする年の3月15日までに申請書を提出してください

**納税協会 Tax Partner Associations**  
納税協会は税に関する事業を行う公益社団法人です

事業者の方へ 国税庁

**消費税の 令和3年10月1日**  
**インボイス制度**  
**登録申請受付開始!!**

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です!

**登録申請手続は、e-Tax**  
**をご利用ください!!**

☑ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能  
☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。  
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

インボイス制度に備える一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)  
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)